

板橋区水害避難等対応方針

(令和8年6月改訂)

板橋区危機管理部

目次

はじめに	1
1 風水害時の本部体制「災害対策実施体制の強化」	2
1-1.水防本部・災害対策本部体制	2
(1)「災害発生のおそれ」の段階での、板橋区災害対策本部の設置	3
(2) 全庁連携体制の強化	3
2 風水害情報の発信・伝達「情報を的確に届け区民の避難行動を支援」	4
(1) 適時的確な風水害情報の発信	4
(2) 関係団体等への情報伝達体制の構築	5
3 避難行動と避難所等開設「荒川と中小河川の氾濫特性を踏まえた対応」	6
3-1.避難行動について	6
(1) 分散避難(親戚・友人宅等)の呼びかけ	6
(2) 高台避難(水平避難)の呼びかけ	6
(3) 緊急一時退避場所の整備	6
(4) 在宅避難の推進	6
(5) 荒川氾濫を想定した避難行動のタイミング	7
3-2.避難所等開設	9
(1) 避難所等開設・運営要員の事前確保	10
(2) 自主避難所の開設	10
(3) 一時集合場所(舟渡小学校)の開設	10
(4) 開設避難所等一覧	11
4 避難所運営「ハード・ソフト両面の充実と区民参画」	16
(1) 資器材の充実	16
(2) 運営体制	16
(3) 避難者への物資提供	16
(4) 避難スペース等について	16
(5) 災害対策本部と避難所の連携強化	17
(6) ペットの避難	17
(7) 感染症流行時の避難所における感染防止対策	19
5 要配慮者への対応「避難行動要支援者名簿の活用と分散避難の推奨」	21
(1) 避難行動要支援者名簿の風水害時の活用	21
(2) 福祉避難所の運用方法等の見直し	22
(3) 要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成と「訓練」の実施	22
6 今後の継続課題	23
6-1.防災関係機関との連携体制の強化	23
6-2.安全な避難方法の確保	23
6-3.地域住民との連携	23

はじめに

令和元年 10 月、令和元年東日本台風(以下、「台風 19 号」と言う。)が首都圏に接近し、関東甲信越地方から東北地方にかけて、甚大な被害をもたらした。

台風 19 号の対応を踏まえ、板橋区では、荒川氾濫を見据えた具体的な取組として、令和 2 年 6 月に「令和 2 年大規模水害避難等対応方針」を策定した。

その後、出水期における新たな課題や災害対策基本法の改正等を踏まえ、令和 3 年度に「板橋区水害避難等対応方針」を策定し、出水期における全庁連携体制を強化したところである。

本方針については、国・都による垂直避難のあり方検討の方向性等の動向を踏まえて、必要な改訂を毎年行い、水害時における庁内の体制を強化するとともに、区民に基本的な避難行動を周知し、水害被害の未然防止に向けた対応方針を定めるものである。

1 風水害時の本部体制「災害対策実施体制の強化」

1-1.水防本部・災害対策本部体制

規模の異なる様々な台風の接近、集中豪雨、区内に土砂災害のおそれがある場合など、臨機応変な本部体制を迅速に整えることが円滑な災害対応を可能とする。

避難所開設や要配慮者対策等についても、全庁を挙げて連携する体制を構築する。

情報・・・情報統括班(危機管理部)
がけ地・・・がけ地対策班(建築指導課)

本部	本部の所管	配備体制	対応班等				
			情報	土木	がけ地	特別活動員	その他
—	水防対策室 ※1	警戒体制	△	○	○	×	×
水防本部	水防本部長室	水防本部第一【限定対応】 (短時間豪雨:集中豪雨等)	○	○	○	○	△ (一部)
		水防本部第二 【土砂災害シフト】 (短期間豪雨:小規模台風)	全庁体制(限定対応+特命機動班※2)				
災害対策本部	災害対策本部長室	荒川シフト 第1段階 (大規模水害への警戒: 荒川氾濫・線状降水帯等)	全庁体制 (災害対策本部における応急業務)				
		荒川シフト 第2段階 (大規模水害のおそれ、又は 災害救助法の適用)	全庁体制 (災害対策本部における応急+復旧業務)				

※1水防対策室・・・本部体制に入る前段階において、土木部長が設置し警戒の任にあたる。

指揮下には土木部各課、南部・北部土木サービスセンター、都市整備部建築指導課により構成される。

なお、危機管理部は、情報整理と水防対策室との連絡調整を担当する。

※2特命機動班・・・河川の氾濫や土砂災害発災のおそれがある場合に、状況に応じて避難所の開設・運営に従事する。

なお、水防本部第二【土砂災害シフト】に至らない場合においても、自宅で過ごすことに不安な住民が、一時的な待機場所として活用する自主避難所の開設・運営にあたる。

(1) 「災害発生のおそれ」の段階での、板橋区災害対策本部の設置

頻発する自然災害に対応するため、災害対策基本法第23条の2に基づき、区は「災害発生のおそれ」の段階で災害対策本部を設置し、迅速な災害対策に努めていく。

なお、災害対策本部設置時に水防本部を設置していた場合、水防本部はこれに含まれることとし、大規模な水害が発生する可能性が極めて高い場合は、水防本部を経ずに災害対策本部を設置する。

(2) 全庁連携体制の強化

土木部で把握している、降雨・水位等の危険度に関する知見を最大限生かすため、水防本部設置時には土木部から連絡員を本部へ常時派遣し、情報伝達・共有や助言を通じて、避難情報や避難所開設など重要な判断を実施する際の材料とする。

また、早期に全庁を挙げた連携体制を取ることで、避難所開設等による被災者支援のみならず、地域住民との連携や医療対策、要配慮者対応などを含め、円滑な実施を図る。

2 風水害情報の発信・伝達「情報を的確に届け区民の避難行動を支援」

情報発信手段のさらなる充実を図り、正しい情報を適時的確に区民へ届けるとともに、区民が様々な情報収集手段を活用できるよう支援する。区民がリスクを自ら判断し、避難行動に移すことができる、防災意識の高いまち板橋の実現をめざす。

また、住民防災組織(町会・自治会)及び民生・児童委員、福祉避難所等への情報伝達体制を強化することにより、区民の情報収集手段を補完するとともに、共助による避難体制づくりを後押しする。

(1) 適時的確な風水害情報の発信

① 様々な情報収集手段の浸透とさらなる充実

区は従前より、防災行政無線、区ホームページ、防災メール、X(旧 Twitter)、テレビのデータ放送(Lアラート)、J:COM チャンネル、広報いたばし等、多様な情報媒体を活用して防災情報を発信してきた。

令和2年度には、㈱ヤフーとの協定による「Yahoo!防災速報アプリ」による発信、防災行政無線の聞き直しサービス(電話応答サービス)の回線数増加を実施した。

令和5年7月には、区公式LINEアカウントを開設し、防災・防犯情報の発信及び、「ハザードマップ」、「気象観測情報」、「土のう配布」、「避難所」、「防災行政無線」、「帰宅困難者一時滞在施設」などの情報に、区ホームページから手軽にアクセスできる環境を整備した。

また、令和7年3月末に防災情報に特化した「いたばし防災＋ポータル」と「いたばし防災＋アプリ」を公開した。ポータルでは、避難指示等の発令地域や避難所開設状況等を地図と一覧で確認できるほか、公共交通機関の運行情報や気象情報など、災害時に役立つ情報をまとめている。アプリでは、「いたばし防災＋ポータル」と同程度の情報を確認できるとともに、区が発信する緊急情報をプッシュ通知によりリアルタイムに受信できるほか、区民が災害情報を区に報告する機能など、双方性が特徴となっている。

② 防災ガイド・ハザードマップの配付

令和7年度に、「防災ガイド・ハザードマップ」を全戸配布し、水害への備えや避難のタイミング、ハザードマップを周知した。また、区内の外国人人口の増加に伴う需要に対応するため、防災マップ・ハザードマップの外国語版(英語・中国語・韓国語)を、区ホームページで公開し、現在は、いたばし防災＋ポータルでも公開している。

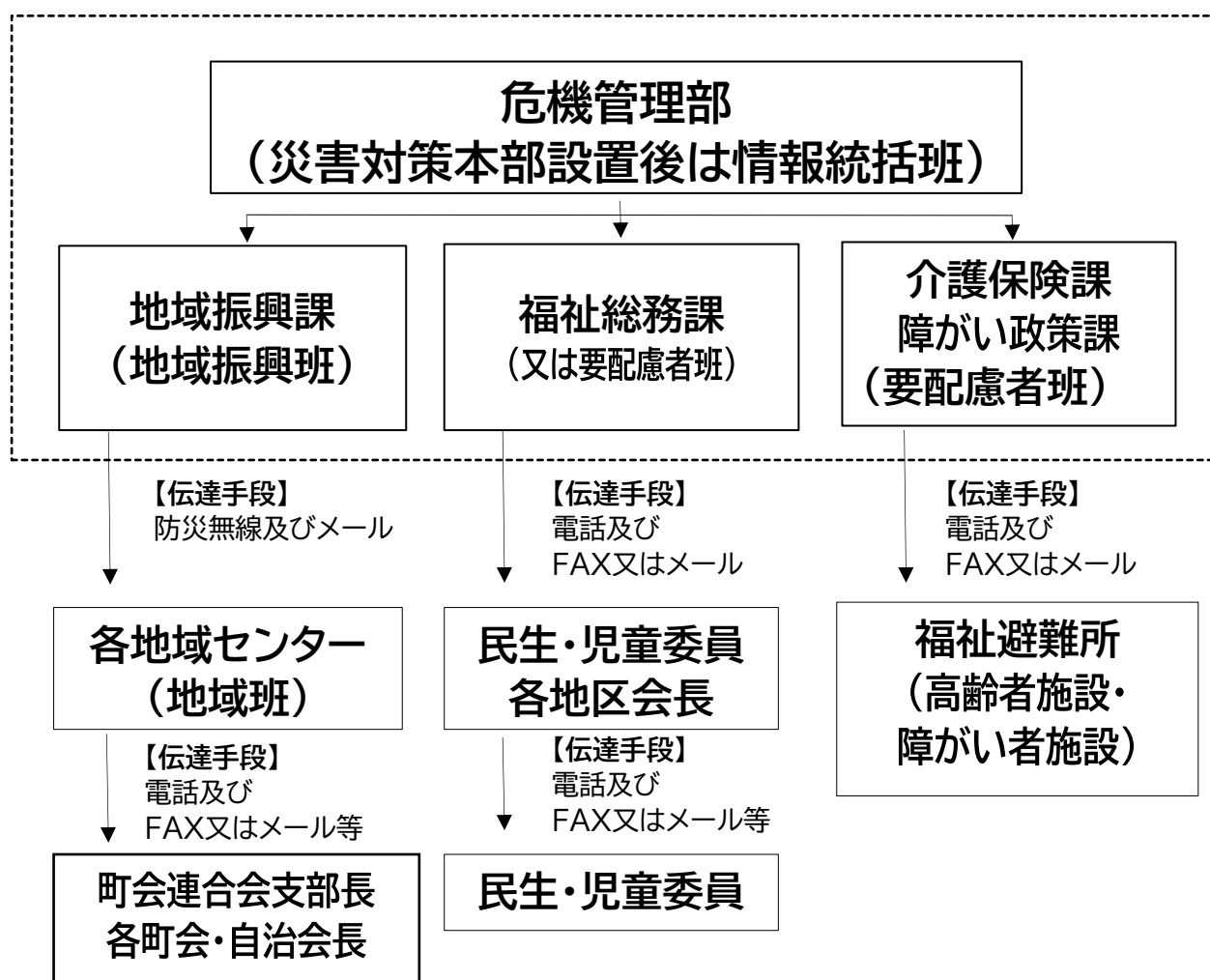
併せて、視覚に障がいのある方や高齢者の方にも情報が取得できるよう「Uni-Voice Blind(ユニボイスブラインド)」アプリによりハザードマップの情報を音声で取得できる「耳で聴くハザードマップ」を提供している。

以上の様々な媒体を複層的に活用し、避難指示や避難所開設状況などを含めた風水害情報を適時的確に伝えていく。

(2) 関係団体等への情報伝達体制の構築

各部署から関係団体に情報伝達訓練を実施するなど、情報伝達態勢の構築に努めている。実災害時には、避難所開設情報（開設避難所名・開設日時等）や区が発信する警戒レベル3以上の災害情報（河川の水位上昇による場合、河川情報を含む）等を伝達していく。

町会・自治会、民生・児童委員及び 福祉避難所等との連絡体制



情報の内容と伝達時期

情報の内容	伝達時期
台風接近に伴う注意喚起	台風最接近の概ね3日前～前日
避難所開設情報（開設避難所名・開設日時等）	開設決定後速やかに
区が発信する警戒レベル3以上の災害情報（河川の水位上昇による場合、河川情報を含む）	発令決定後速やかに
レベル3土砂災害警報	発令後速やかに

3 避難行動と避難所等開設「荒川と中小河川の氾濫特性を踏まえた対応」

3-1. 避難行動について

荒川氾濫の特性を踏まえ、従前の早期避難に加え、新たに台風本体通過後から荒川氾濫に至るまでの時間を活用した区民の避難行動を想定する。江東5区に対する広域避難情報や各種気象情報との連携を図り、避難所の2段階に整理した。また、居住地域ごとのリスクに応じて、区民の自助・共助による分散避難・在宅避難等の避難行動を効果的に組み合わせ、実効性の向上を図る。

(1) 分散避難(親戚・友人宅等)の呼びかけ

大型の台風が東京へ接近することが予想され、荒川の氾濫を含む大規模な被害が想定される場合、区民に対し「分散(縁故等)避難」を呼びかける。呼びかけは、台風最接近が予想される日の約3日前から行い、安全性の高い地域への自主的な避難を促していく。

(2) 高台避難(水平避難)の呼びかけ

荒川が氾濫すると、区内の約4割が浸水し、2週間以上浸水が継続する地域が広く分布していることから、建物の上層階に避難(以下「垂直避難」という。)した場合、長期間取り残される可能性がある。そのため、荒川浸水域に居住する区民の避難に際しては、可能な限り区内の浸水が及ばない地域への避難(以下「高台避難」と言う。)を基本的な避難行動とする。

(3) 緊急一時退避場所の整備

浸水想定区域内から浸水が及ばない高台避難(水平避難)を基本的な避難行動とするが、特に板橋区洪水ハザードマップ(荒川氾濫版)において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に指定された地域については、緊急的に命をつなぐ「緊急一時退避場所」として、MFLP・LOGIFRONT 東京板橋(舟渡 4-3-1)、新河岸陸上競技場(新河岸 3-1-3)を開設する。なお、緊急一時退避場所は避難所とは異なることに留意が必要であり、区民に対し、その旨を周知していく。

(4) 在宅避難の推進

大規模水害に際しては、区内の避難所ですべての避難者を受け入れることは困難な状況にある。荒川浸水域に居住する区民の高台避難先を確保するため、浸水被害が想定されていない地域や、避難情報が発令されていない地域に居住する区民は、可能な限り「在宅」にて安全を確保することを周知していく。区民の自助による、各家庭での7日分の備蓄なども併せて周知することで、震災時も含めた「在宅避難」の推進に努めていく。

(5) 荒川氾濫を想定した避難行動のタイミング

安全に避難するためには、どのタイミングで避難行動をとることが望ましいのかを明確に周知していくことが必要である。

- ① 第一に分散避難を含めた事前避難、特に要配慮者の方は、台風が最接近する前までに避難を済ませておくことが望ましい。
- ② もう一つは台風が過ぎた後、風雨が弱まった時である。荒川の増水は上流での降雨に大きく左右され、台風の最接近後から、実際に荒川氾濫に至るまでには、およそ4～8時間程度の避難行動時間(リードタイム)があると考えられている。

荒川の水位は台風通過後に最も上昇し、氾濫へと至る可能性が考えられるが、台風本体の通過後は、安堵して大丈夫と思いがちであり、避難行動に気持ちを切り替える点に大きな課題があるため、上記内容について周知の徹底を図っていく。

○参考資料 区の避難指示等判断基準

(出典:板橋区地域防災計画 第5部第7章第2節 P580～581)

区では、気象庁などから発表される「防災気象情報」や降雨量、河川の水位の状況を総合的に判断して、警戒レベルを付した「避難情報」を発令する。

避難指示等判断基準(石神井川・新河岸川・白子川)⑩

気象情報【参考】	警戒 レベル	水位(けた下)	避難情報	⑩上流域の降雨や水位、 調節地の状況を総合的 に判断して対応を決定 する。
レベル5氾濫特別警報 レベル5大雨特別警報 気象防災速報(記録的短時間大雨)	5		緊急安全確保	
レベル4氾濫危険警報 レベル4大雨危険警報	4	1.4m以下	避難指示 (当該中小河川流域)	
レベル3氾濫警報 レベル3大雨警報	3	2.4m以下	高齢者等避難 (当該中小河川流域)	
レベル2氾濫注意報 レベル2大雨注意報 早期注意情報	2 1	3.0m超	発令なし	

避難指示等判断基準(荒川) ※避難情報は①～③の組み合わせや、国や気象庁のホットラインの活用、台風の位置や進路などにて判断

気象情報【参考】	警戒 レベル	①水位(治水橋)	②水位(岩淵水門)	③水位予測	避難情報	荒川下流タイムライン (岩淵水門)
レベル5氾濫特別警報 レベル5大雨特別警報	5	氾濫発生 14.599m	氾濫発生 8.57m		緊急安全確保	
レベル4氾濫危険警報 レベル4大雨危険警報	4	氾濫危険水位 13.3m	氾濫危険水位 7.7m	上昇 (氾濫危険情報)		0H
				未達		-3H
レベル3氾濫警報 レベル3大雨警報	3	避難判断水位 12.8m	避難判断水位 6.5m	上昇 (氾濫警戒情報)	避難指示	-6H
				未達		-8H
レベル2氾濫注意報 レベル2大雨注意報	2	氾濫注意水位 7.5m	氾濫注意水位 4.1m	上昇 (氾濫注意情報)	高齢者等避難 (荒川浸水域) 要配慮者利用施設 早期避難情報	-11H
				未達		-24H
早期注意情報	1	水防団待機水位 7.0m	水防団待機水位 3.0m	上昇	要配慮者利用施設 避難準備情報	-30H
				未達		

※拡大試行版

避難指示等判断基準(土砂災害)

気象・土砂災害情報	警戒 レベル	避難情報
レベル5土砂災害特別警報 気象防災速報(記録的短時間大雨)	5	緊急安全確保
レベル4土砂災害危険警報 気象防災速報(記録的短時間大雨)	4	避難指示
レベル3土砂災害警報	3	高齢者等避難
レベル2土砂災害注意報	2	
早期注意情報	1	

避難指示等判断基準(高潮)⑪

気象庁・都情報	警戒 レベル	避難情報	⑪東京都が公表した「高潮浸水想定区域図」では、作成の前提として「河川における洪水」(＝台風による降雨で計画規模の洪水発生)を見込んでいる。 このため、高潮単独で板橋区に被害をもたらす可能性は低いと思われる。 また、潮位が高潮氾濫危険水位に達し、「高潮氾濫危険情報」が発表される段階では、既に気象庁から警戒レベル4相当の情報が発表されていることが想定される。 そのため、気象庁からの発表内容や中小河川、荒川の状況を総合的に判断して対応を決定する。
レベル5高潮特別警報	5	緊急安全確保	
高潮氾濫危険情報(都) ・辰巳水門A.P.+4.3m レベル4高潮危険警報	4	避難指示 又は 緊急安全確保	
氾濫注意水位 ・南砂町A.P.+3.0m レベル3高潮警報	3	高齢者等避難 又は 避難指示	
レベル2高潮注意報 注意報(強風)	2		
早期注意情報	1		

3-2.避難所等開設

土砂災害シフト

・台風の場合…【台風の予報円に区が含まれる かつ 気象庁から早期注意情報が発表されている場合】など、荒川氾濫に至る可能性は低いが、台風の直接的影響がある場合に、レベル3土砂災害警報の発表を目途に避難所18か所を開設。

・集中豪雨等の場合…【集中豪雨等で防災気象情報が発表されている場合】など、中小河川の氾濫の可能性がある場合に、レベル4氾濫危険警報・レベル4大雨危険警報又はレベル3土砂災害警報が発表された場合を目途に、避難所18か所を開設。ただし、レベル4氾濫危険警報・レベル4大雨危険警報に満たない場合であっても、河川の水位や降水量、防災気象情報等を総合的に勘案し、避難所の開設を検討する。

土砂災害シフト	開設判断	開設避難所	
台風の場合	台風 最接近前 48H-24H	18 か所	① 土砂災害ハザードマップにおける避難所(13) ② 石神井川等に隣接する避難所の一部(5) ※上記のうち5か所については、土砂災害シフトに至らない場合においても、自主避難所として開設する場合がある。
集中豪雨等の場合	防災気象情報等により 判断		

荒川シフト 第1段階 …【荒川流域3日間積算雨量予測 500mm 以上 又は 気象庁の緊急記者会見で危険度が高い予測】など、荒川氾濫の可能性があり中小河川の危険度が高まった場合、避難所33か所を開設。

★荒川浸水継続3日未満の地域にある避難所9か所も開設する
[該当校] 志村坂下小・北前野小・三園小・高島二小・高島三小・
高島五小・志村四中・高島二中・高島三中

★併せて、一時集合場所1か所も設置する [該当校] 舟渡小

シフト	開設判断	開設避難所	
荒川シフト第1段階 (荒川氾濫:警戒)	台風 最接近前 48H- 24H	33 か所	③ 土砂災害シフト(18) ④ 石神井川に隣接する避難所の増設など(6) ⑤ 荒川浸水継続 3 日未満の地域の避難所(9)
		1 か所	⑥ 舟渡小 ※一時集合場所として開設

荒川シフト 第2段階 …【レベル3氾濫警報の発令 又は 治水橋(さいたま市)の水位が
氾濫危険水位を超過予測】など、避難者増により収容が困難となるこ
とに備え、避難所37か所を追加開設し、合計70か所とする。

★併せて、緊急一時退避場所2か所も設置する

【該当場所】 MFLP・LOGIFRONT 東京板橋、新河岸陸上競技場

シフト	開設判断	開設避難所	
荒川シフト 第2段階 (荒川氾濫:緊急)	計画運休 開始前 2H	70 か所	⑦ 荒川第1シフト(33) ⑧ その他高台の避難所(27) ⑨ 体育館(小豆沢・赤塚) ⑩ 生涯学習センター(大原・成増) ⑪ ふれあい館(仲町・徳丸・中台) ⑫ ホール(志村コミュニティ・成増アクト) ⑬ 文化会館
		2 か所	⑭ 緊急一時退避場所 (MFLP・LOGIFRONT 東京 板橋、新河岸陸上競技場)

(1) 避難所等開設・運営要員の事前確保

各避難所に配置する職員は、6名とする。毎年度当初に最大開設避難所(70か所)及び
緊急一時退避場所(2か所)を各部に割り当て、区外在住職員を原則として、それぞれ特命
機動班及び避難所班として人員(割当避難所数×6名)を選出する。

特命機動班及び避難所班は、平常時から研修や訓練等を通じて避難所運営について学
ぶ。区本部から参集を指示された際には、計画運休が開始される前に、開設避難所(予定
含む)に参集し、開設準備に当たり、区本部の指示した時間に速やかに避難所を開設する。

(2) 自主避難所の開設

区では在宅避難を推奨しているが、土砂災害シフトに至らない場合において、在宅避難
が困難な区民が一時的な待機場所として活用することを目的に、「自主避難所」を開設す
る。あくまでも自主的な避難であり、災害対応時の避難所ではないことに留意する。

【開設基準】

降り始めからの雨量が100mmを超えた場合、かつ線状降水帯情報発表又は一日
の積算降水予報が150mm以上の記録的大雨が降る可能性がある場合に、気象情報
やキキクル、石神井川・新河岸川・白子川の水位の状況を確認し、開設を検討する。

なお、深夜の時間帯が想定される場合は、暗くなる前に開設する。

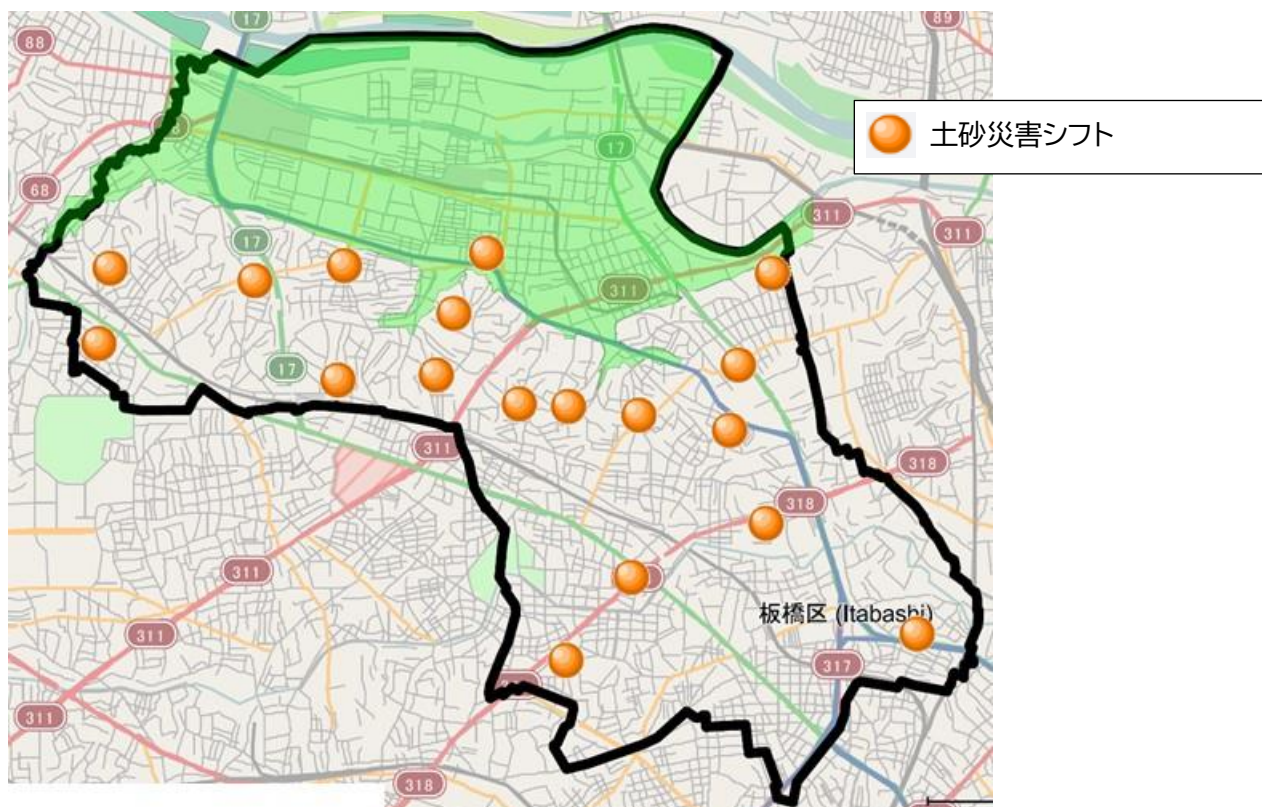
自主避難所の開設については、原則、特命機動班及び避難所班が対応することとし、予
報以上に雨が降る等の状況により、高齢者等避難や避難指示を発令する場合は、避難所開
設に移行する。

(3) 一時集合場所(舟渡小学校)の開設

舟渡地区の住民については、「舟渡地区における水害時の避難ルールブック」において、
舟渡小学校に集合し、バスで高台へ避難することになっている。そのため、河川の水位等
の情報提供や、区南部の高台にある避難所への案内・誘導を行い、適切な避難行動を支援
する情報拠点として一時集合場所を開設するもので、他の避難所と異なり、長時間の滞在
場所としての機能は持たない。

(4)開設避難所等一覧

土砂災害シフト(土砂災害警戒・中小河川注意)18か所



○小中学校(18か所)

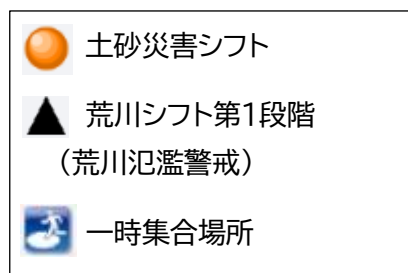
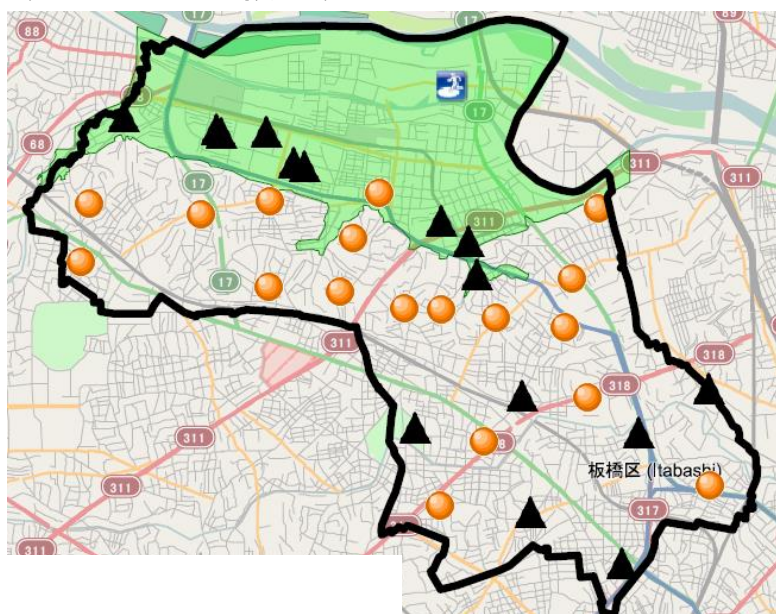
No.	種別	避難所	所在地	No.	種別	避難所	所在地
1	○	志村第二小学校	志村 1-7-1	10	○	成増小学校	成増 1-11-1
2	○	志村第四小学校※	小豆沢 4-13-1	11	○	紅梅小学校	徳丸 8-10-1
3	○	志村第五小学校	西台 3-38-23	12	●	北野小学校	徳丸 3-23-1
4	○	前野小学校	前野町 6-40-1	13	○	徳丸小学校	徳丸 1-21-1
5	○	若木小学校	若木 1-14-1	14	○	志村第一中学校	大原町 33-1
6	●	板橋第四小学校※	板橋 4-9-13	15	●	西台中学校※	高島平 1-4-1
7	●	板橋第八小学校	双葉町 42-1	16	○	中台中学校	中台 1-56-23
8	●	上板橋小学校※	東山町 47-3	17	○	赤塚第二中学校※	成増 3-18-1
9	○	上板橋第二小学校	小茂根 1-14-1	18	○	赤塚第三中学校	赤塚 7-27-15

種別:○土砂災害警戒、●中小河川注意

土砂災害ハザードマップにおける避難所13か所(区内 150 か所の土砂災害警戒区域と 白子川の急激な水位上昇への対応)のほか、避難所5か所(石神井川及び新河岸川の急激な水位上昇への対応)を開設して備えを行う。

なお、土砂災害シフトに至らない場合においても※の5か所については、「自主避難所」として開設する場合がある。

荒川シフト 第1段階(荒川氾濫:警戒) 33か所 ※「土砂災害シフト」含む



○荒川・新河岸川(18か所) ※うち 10 か所(網掛け)は「荒川浸水継続時間3日未満」に立地

No	種別	避難所	所在地	No	種別	避難所	所在地
1	○	志村第二小学校	志村 1-7-1	10		三園小学校	三園 1-24-1
2	○	志村第四小学校	小豆沢 4-13-1	11		高島第二小学校	高島平 2-25-1
3	○	志村第五小学校	西台 3-38-23	12		高島第三小学校	高島平 4-21-1
4		志村坂下小学校	相生町 26-14	13		高島第五小学校	高島平 3-11-1
5		北前野小学校	前野町 5-44-3	14		志村第四中学校	志村 3-15-1
6	○	若木小学校	若木 1-14-1	15	●	西台中学校	高島平 1-4-1
7	○	紅梅小学校	徳丸 8-10-1	16	○	中台中学校	中台 1-56-23
8	●	北野小学校	徳丸 3-23-1	17		高島第二中学校	高島平 2-24-1
9	○	徳丸小学校	徳丸 1-21-1	18		高島第三中学校	高島平 4-22-1

○石神井川(10か所)

No	種別	避難所	所在地	No	種別	避難所	所在地
1	●	板橋第四小学校	板橋 4-9-13	6	○	上板橋第二小学校	小茂根 1-14-1
2		板橋第五小学校	中丸町 19-1	7		常盤台小学校	常盤台 1-6-1
3	●	板橋第八小学校	双葉町 42-1	8	●	上板橋小学校	東山町 47-3
4		板橋第十小学校	大谷口上町 43-1	9		加賀中学校	加賀 2-19-1
5		板橋第三中学校	氷川町 22-3	10		桜川中学校	桜川 1-2-1

○白子川(2か所)

No.	種別	避難所	所在地
1	○	成増小学校	成増 1-11-1
2	○	赤塚第二中学校	成増 3-18-1

○その他(3か所)

No.	種別	避難所	所在地
1	○	前野小学校	前野町 6-40-1
2	○	志村第一中学校	大原町 33-1
3	○	赤塚第三中学校	赤塚 7-27-15

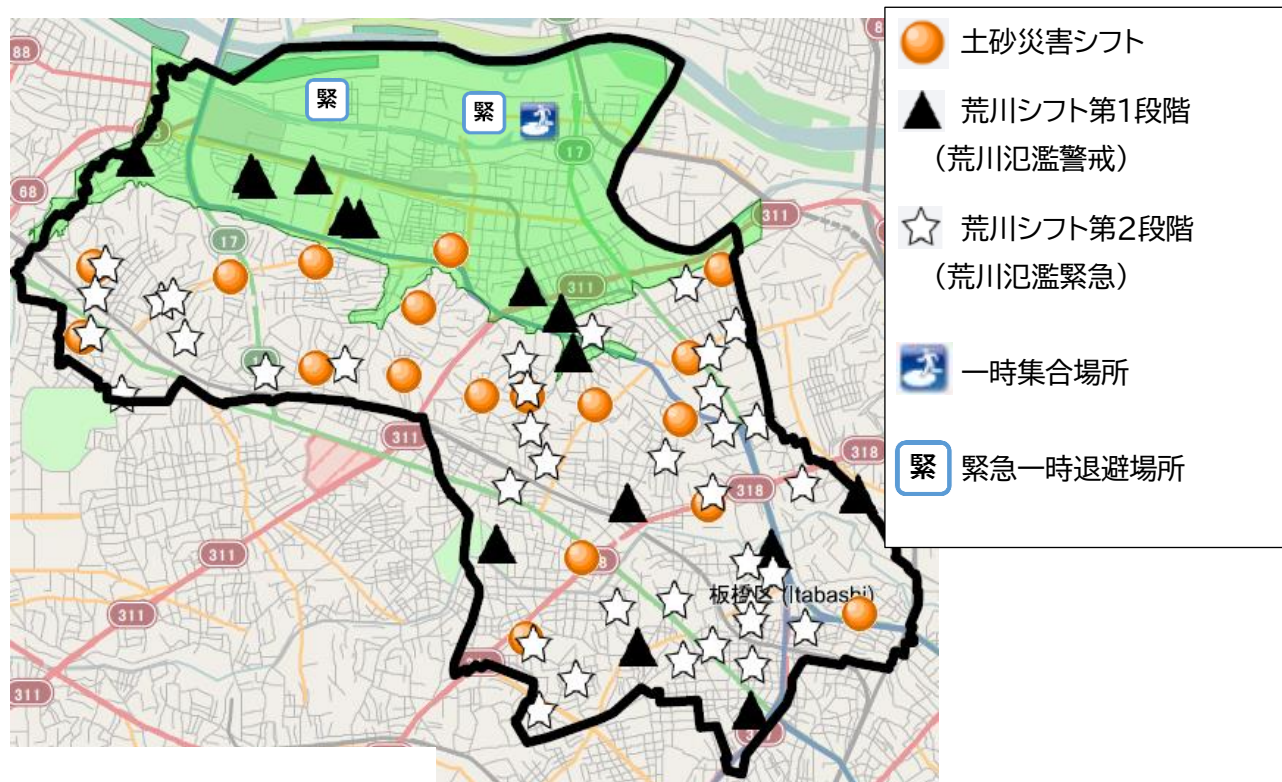
○一時集合場所(1か所)

No.	種別	避難所	所在地
1		舟渡小学校	舟渡 3-6-15

河川の水位等の情報提供や、区南部の高台にある避難所への案内・誘導を行い、適切な避難行動を支援する情報拠点として開放する。

種別:○土砂災害警戒、●中小河川注意

荒川シフト 第2段階(荒川氾濫:緊急) 70か所(追加開設37か所)



○小中学校(追加27か所)

No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地
1	志村小学校※	志村 2-16-3	11	加賀小学校	稲荷台 23-1	21	志村第二中学校	小豆沢 1-21-1
2	志村第一小学校	泉町 17-1	12	上板橋第四小学校	上板橋 1-3-1	22	上板橋第二中学校	向原 3-1-12
3	志村第三小学校	清水町 83-1	13	大谷口小学校	大谷口北町 21-1	23	上板橋第三中学校	常盤台 3-30-1
4	中台小学校	中台 1-9-7	14	向原小学校	向原 2-34-1	24	赤塚第一中学校	徳丸 4-13-1
5	富士見台小学校	前野町 1-10-1	15	赤塚小学校	赤塚 3-1-22	25	旧板橋第九小学校	栄町 6-1
6	緑小学校※	中台 3-27-1	16	赤塚新町小学校	赤塚新町 3-31-1	26	旧板橋第四中学校	富士見町 3-1
7	板橋第一小学校	氷川町 13-1	17	成増ヶ丘小学校	成増 3-17-7	27	上板橋第一中学校(小茂根校舎)	小茂根 1-2-1
8	板橋第二小学校	板橋 2-52-1	18	下赤塚小学校	赤塚 6-14-1			
9	板橋第六小学校	大山町 13-1	19	板橋第一中学校	大山東町 50-1			
1	板橋第七小学校	大山金井町 31-1	20	板橋第二中学校	幸町 26-1			

※印の避難所2か所は、土砂災害警戒情報が発令されていない場合のみ開設可能。

○区施設(追加10か所)

No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地
29	文化会館	大山東町 51-1	34	仲町ふれあい館	仲町 20-5
30	志村コミュニティホール	小豆沢 1-8-1	35	中台ふれあい館	中台 2-14-1
31	成増アクトホール	成増 3-11-3-405	36	徳丸ふれあい館	徳丸 2-12-12
32	小豆沢体育館	小豆沢 3-1-1	37	大原生涯学習センター	大原町 5-18
33	赤塚体育館	赤塚 5-6-1	38	成増生涯学習センター	成増 1-12-4

○緊急一時退避場所(2 か所)

No.	種別	緊急一時退避場所	所在地
1		MFLP・LOGIFRONT 東京板橋	舟渡 4-3-1
2		新河岸陸上競技場	新河岸 3-1-3

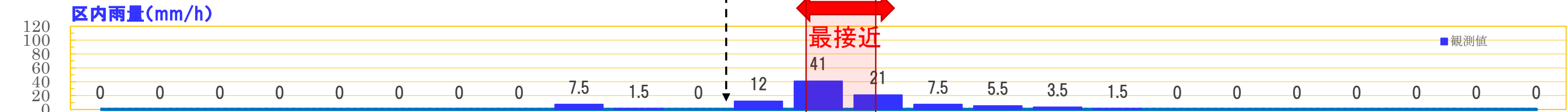
分散避難や高台避難が間に合わない場合に備え、緊急的に命をつなぐために退避ができる緊急一時退避場所として開設する。

平成28年台風9号をベースにした「土砂災害シフト」

シミュレーション

気象状況

気象情報				レベル2大雨・洪水注意報		レベル3大雨・洪水警報				解除				
						レベル2 土砂注意	レベル4土砂災害危険警報			解除				
広域避難														
荒川	熊谷							水防団待機水位		氾濫注意水位				
	治水									水防団待機水位		氾濫注意水位		
	岩淵													
河川中小	新河岸(芝原橋)		最高到達点(桁下 -3.67m 当日 12:18)											
	白子(落合橋)		〃 (桁下 -2.42m 当日 12:17)						氾濫注意水位					
	石神井(栗原橋)		〃 (桁下 -2.53m 当日 11:21)						氾濫注意水位					



荒川シフト不採用

土砂災害シフト決定

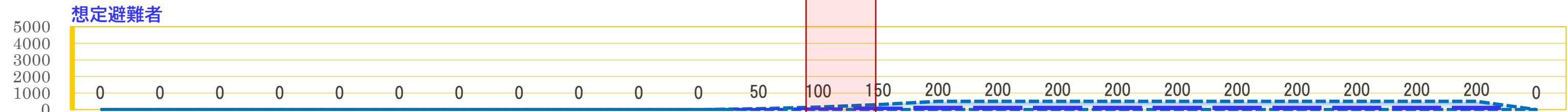
水防本部設置

避難所開設準備
(土砂災害シフト: Ready)

避難所開設【18ヶ所】(土砂災害シフト: Go)

「高齢者等避難」発令(土砂災害警戒区域)

●予報円に区が含まれている。
●気象庁から早期警戒情報が発表されている。



気象庁発表(前日 17 時発表)
『関東甲信・東海地方では、局地的に 1 時間 80mm 以上の非常に激しい雨。22 日(翌日)18 時までの 24 時間で多いところで 300mm。』

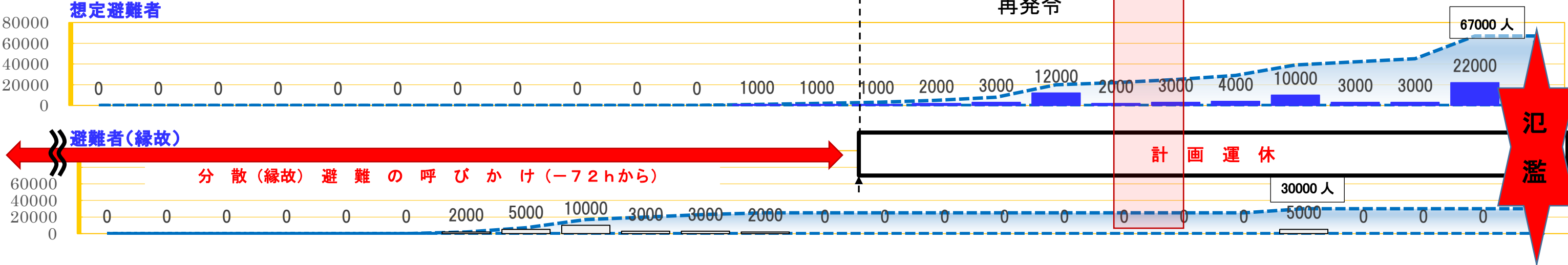
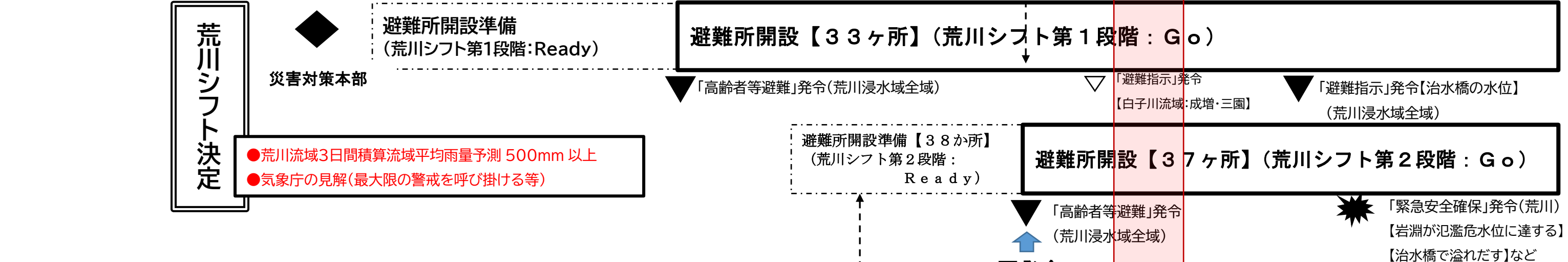
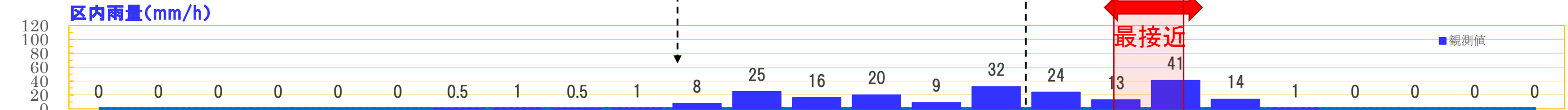
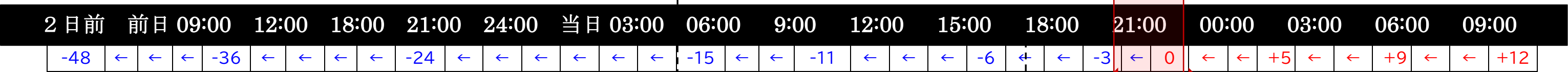
臨時運休(想定)

令和元年台風19号(東日本台風)をベースにした「荒川シフト」

シミュレーション

気象状況

気象情報		早期警戒情報(警報級)	レベル2大雨・雷・強風注意報	レベル3大雨警報	レベル3大雨・洪水・暴風警報				レベル5大雨特別警報	解除	レベル3氾濫警報			
								レベル2土砂注意	レベル4土砂災害危険警報		解除			
荒川	熊谷					水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位			避難判断水位	氾濫注意水位	
	治水							水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位			
	岩淵							水防団待機水位		氾濫注意水位		避難判断水位		
中小河川	新河岸(芝原橋)	最高到達点(桁下 -2.11m 当日 21:23)						氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫注意水位				
	白子(落合橋)	〃 (桁下 -0.94m 当日 21:28)						氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位		
	石神井(学校橋)	〃 (桁下 -3.05m 当日 21:12)												



4 避難所運営「ハード・ソフト両面の充実と区民参画」

風水害時の地域住民との連携運営のあり方を検討し、実行可能な内容から実施する。

(1) 資器材の充実

電力の確保に向け、各避難所においては、ガソリン式発電機2台と可燃型LPガス発電機1台を配備し、連続30時間以上の電源を確保している。

また、避難所用タブレット端末やスマートフォン等の充電用としてポータブル蓄電池を各避難所及び区立帰宅困難者施設に配備し、停電時でも避難者が情報収集・発信できる環境の整備を図っている。

そのほか、地域BWA事業を活用した、各避難所及び区立帰宅困難者施設のWi-Fi環境の改善、避難所内の案内表示と消耗品などの充実を図っている。

(2) 運営体制

各避難所に配置された区職員6名(特命機動班)がローテーションを組んで、避難所の運営に当たることを基本とし、従事職員の男女比のバランスにも配慮を行う。

(3) 避難者への物資提供

風水害時は地震災害時とは異なり、避難所の開設が短時間となる場合も多いため、毛布や食料等の必要と認められる備蓄物資を順次提供することとし、提供の標準的なタイミングをあらかじめ決めたうえで、現場の状況に応じて臨機応変に対応することとする。

なお、避難所において提供できる物資にも限りがあることから、可能な限り各自が必要とするものを持参するよう、日ごろから啓発を行っていく。

※避難所に持参していただきたい物資の例

飲料水・食料・貴重品・常備薬・マスク・消毒薬・体温計・タオル・雨合羽・防寒着・着替え・上履き・充電器・ビニール袋・ウェットティッシュ・紙皿・割り箸 など

(4) 避難スペース等について

第一次避難スペースとしている体育館のほか、震災時に想定している対応と同様、一般の避難者と同室で過ごすことに支障のある要配慮者や乳幼児、発熱や風邪等の症状のある方などの専用スペース(室)が確実に設置できるよう、各施設管理者と調整したうえで、あらかじめ利用するスペースを決定しておく。

また、男女別の更衣室や授乳室など、女性の避難者にも配慮したスペースを確保する。

(5) 災害対策本部と避難所の連携強化

各避難所に配備したタブレット端末から、区の防災対策支援システムに直接アクセスし、チャット機能による各避難所の状況報告や区内の被害状況の共有を可能とすることで、本部と避難所の連携強化を図る。

(6) ペットの避難

① ペット同行避難について

地震災害時や風水害等により、避難情報が発令され、避難所が開設された場合には、避難所にペットを連れて同行避難することができるが、以下のペット受入条件について、飼い主に向けた周知・啓発を行うこととする。

※同行避難は、避難所で人とペットが同一の空間で滞在することを意味するものではない。

<受入条件>

- ・犬、猫、小鳥その他の小動物(人に危害を加えない)に限る
- ・ケージやキャリーバッグなどの収容できるものを用意していること
- ・水や餌などを用意していること
- ・基本的なしつけ(無駄吠えをしない、飼い主の指示に従う)
- ・犬は、狂犬病注射済票を備えていること

② 飼い主の日ごろからの備えについて

飼い主は、平時からペットの餌や水などの備蓄を行うとともに、自宅で過ごせない場合や避難所への同行避難が困難な場合に備えて、浸水のおそれが少ない地域にある親戚宅・知人宅を避難先として確保するように努め、台風等が上陸する前の早い段階で、可能な限り避難を行う。

③ 在宅避難の推進

荒川の氾濫の可能性が高まり、区から避難情報が発令された場合に、在宅避難が難しい地域の区民は、開設されている避難所へケージや食料等を持参のうえ、ペットとともに避難をする。ただし、浸水被害の想定されない地域の区民は、可能な限り分散避難を行っていただく。

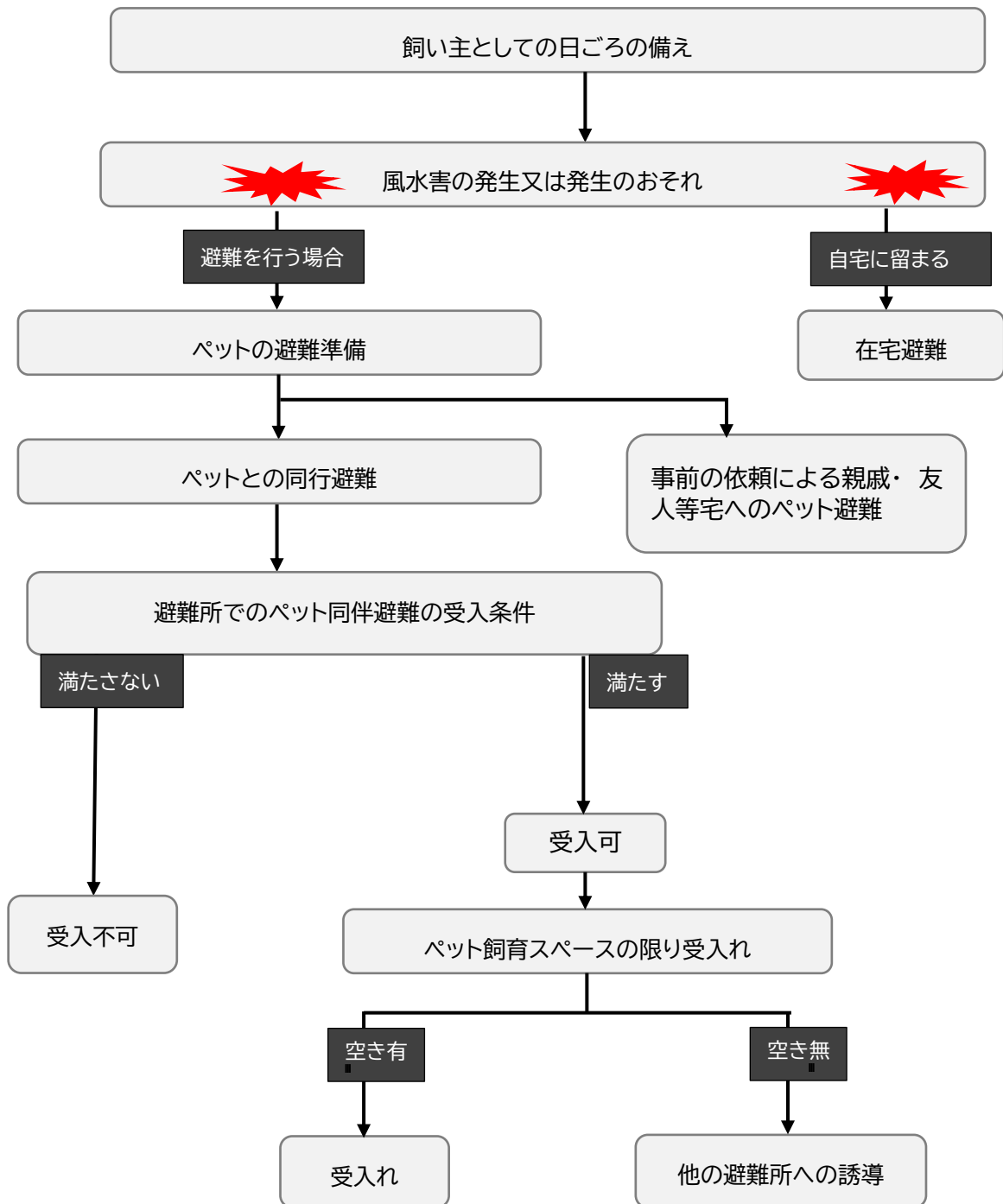
④ 避難所でのペットの受入場所について

ペットの避難所での受入場所については、動物の苦手な方や動物アレルギーを持つ方もいるため、避難者とペットの避難スペースを分けて設ける。

⑤ 風水害時のペットの受入場所について

ペットの避難スペースについては、風水害での避難の場合、屋外で飼育することが困難であることから、避難者とペットの動線が交わらない屋内等に飼育場所を確保して飼育する。具体的な受入場所については、避難所ごとに施設の配置が異なるため、各施設管理者と調整のうえあらかじめ決定する。

ペット同行避難のフロー図



(7) 感染症流行時の避難所における感染防止対策

① 避難方法等の周知(分散避難の推進)

自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要性は乏しい。このため、「在宅避難」や「親戚、友人宅等への避難」に関する検討のほか、避難所における感染防止対策の具体的な対応内容をいたばし防災＋ポータル等により周知する。

② 避難者の健康状態の確認

避難者が避難所で受付を行う際に、検温の実施や、発熱や咳等の症状の有無の確認をし、症状がある避難者は別室を案内する。避難所内で体調が悪くなった避難者には、避難所運営本部に申し出るよう掲示物やアナウンス等で呼びかけを行う。

※避難所に配備している掲示物

「風邪などの症状がある方は受付時に申し出てください」

「体調の悪い方は本部までお知らせください」

③ 発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保

発熱や咳等の症状が出た避難者の避難スペースは、症状のない避難者とは別の部屋に確保し、専用のトイレも確保するようにする。また、症状のない避難者と体調の悪い避難者との動線が極力交わらないようにする。

また、咳や発熱など症状が重いと判断される方には、備蓄しているテントを活用して感染リスクの低減を図る。

④ 十分な換気の実施、スペースの確保

避難所内では、扉を開放したり、風雨が弱まっているときには窓を開けたりするなど十分な換気に努めるとともに、避難者同士の間隔を確保し、過度ない密集が生じないように努める。

⑤ 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者の感染防止対策として、備蓄倉庫内にある手指消毒液を避難所の入口等に設置する。

また、避難者に対して掲示物を用い、手指消毒液を用いた手指の消毒や手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染対策をしていただくよう呼びかけを行う。

※避難所に配備している掲示物

「手の消毒をお願いします」

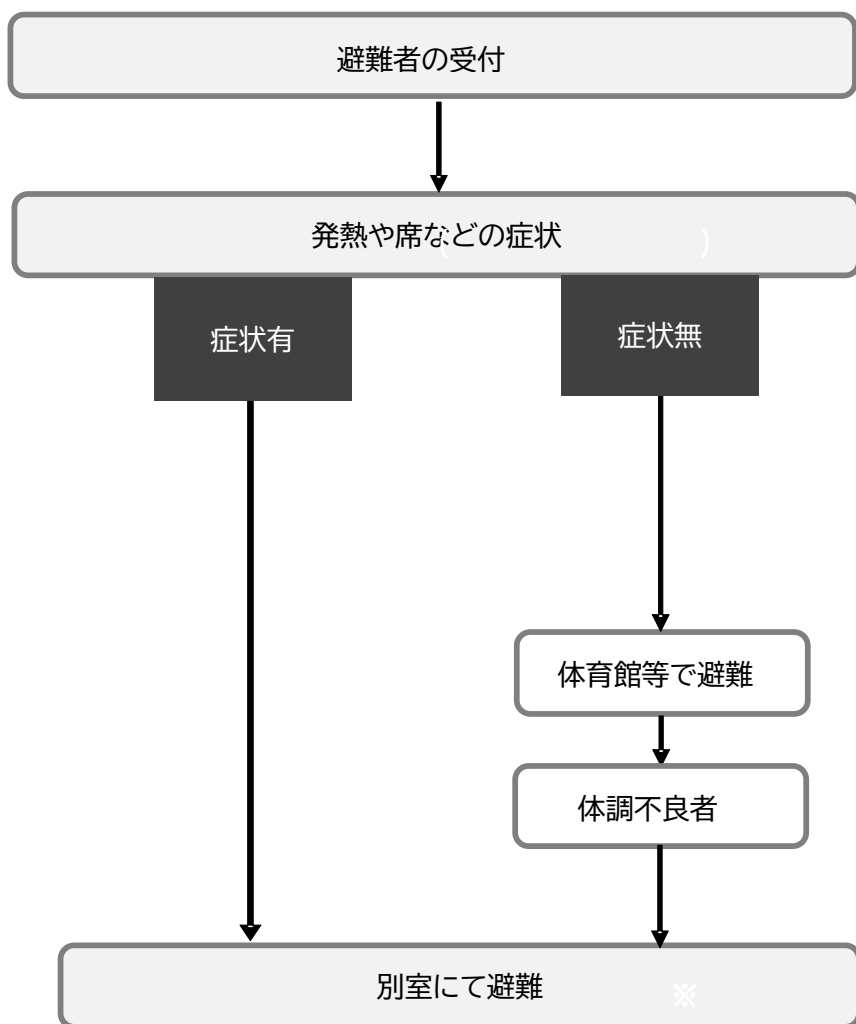
「咳エチケットにご協力ください」

⑥ マスク着用による感染防止対策

感染症が流行している期間については、発熱・咳等の症状がなくても、避難所へ避難する際にマスクの持参を呼びかけるとともに、避難所内ではマスク着用への協力を依頼する。マスクを持参しなかった方には、避難所の備蓄マスクを配付し、飛沫感染の可能性の低減を図る。

併せて、発熱や咳等の症状が出ている避難者と接する従事者は、マスク・ゴーグル・手袋等の備蓄品を活用し、感染防止対策を徹底する。

避難所受入フロー図



5 要配慮者への対応「避難行動要支援者名簿の活用と分散避難の推奨」

避難行動要支援者名簿を風水害にも活用する手法を整理し、地域住民の共助による早期の注意喚起や、分散避難等の呼びかけ体制を構築する。また、要配慮者対策を推進し、水害リスクの高い方への個別支援の検討を段階的に拡充していく。

(1) 避難行動要支援者名簿の風水害時の活用

災害対策基本法に基づき作成している「避難行動要支援者名簿」は、地震災害の「発災後」を想定し、地域の支援者が安否確認や避難誘導を行うこととなっており、風水害時の活用については明確な方針が示されていなかった。

風水害は、事前の避難行動が重要であることから、発災前を中心とした避難行動要支援者名簿の活用について検討を進めるとともに、実施できるものから段階的に実施していく。

① 支援者への情報伝達

支援者として名簿を管理している「住民防災組織」や「民生・児童委員」に、風水害に伴う避難所開設情報、警報の発令情報、中小河川等の情報などの情報伝達体制を整備する。

② 支援者を通じた風水害に備えた啓発と注意喚起の実施

支援者として名簿を管理している「住民防災組織」や「民生・児童委員」を通じて、出水期前に荒川の浸水想定区域内に住む名簿登録者に対し、親戚宅や知人宅などへの避難（分散避難）の受入先を決めておくこと、平常時に利用している介護サービス等の事業者相談しておくことなど、避難先の確保や自主避難に関する啓発を行う。

また、大型の台風が東京へ接近・直撃することが予想され、荒川の氾濫を含む大規模な被害が想定される場合、台風最接近が予想される日の約3日前を目安に、啓発と同様の方法で、分散避難や自主避難を促していく。

③ 個別支援計画の段階的な作成

現在、在宅人工呼吸器使用者に限り作成している「個別支援計画」について、対象を水害リスクの特に高い方（浸水想定区域内に居住し、かつ低層階等に住む方など）に拡大していくことなどについて、別途検討する。

(2) 福祉避難所の運用方法等の見直し

地震災害時には、発災から3日後を目安に「福祉避難所」を開設し、指定避難所でのマッチングを経て、要配慮者を受け入れることとしている。

風水害時には、福祉避難所となる高齢者施設等へ、台風最接近の概ね72時間前を目安に情報提供を行い、連携強化を図ることで、円滑な福祉避難所の開設につなげていく。

また、指定避難所を経由せずに、直接福祉避難所で要配慮者を受け入れる運用についても検討する。

(3) 要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成と「訓練」の実施

平成29年6月に水防法と土砂災害防止法(以下「水防法等」と言う。)が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、かつ地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者には「避難確保計画の作成」が義務付けられた。

また、令和3年7月にも水防法等が改正され、作成した避難確保計画に基づく「避難訓練」を実施した際の区長への報告についても義務付けられた(原則年1回以上)。

引き続き、各要配慮者施設の避難確保計画策定を支援するとともに、作成した避難確保計画に基づき、施設管理者に円滑な利用者の避難誘導や安全確保を図るよう促していく。

6 今後の継続課題

6-1. 防災関係機関との連携体制の強化

荒川氾濫などの大規模かつ広範囲な水害の発生が予測される場合、区による対応のみでは限界があり、国土交通省や東京都、関係各自治体、警察、消防、気象庁、ライフライン事業者等の関係機関との連携を密にする必要がある。現在、これら自治体・関係機関が対応を共有する資料として「荒川下流タイムライン」を作成し、試行運用を行っている。

また、都が中心となり、令和7年から検討を進めている「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」に区として参画し、避難先施設の開設運営計画策定に向けて連携強化を図っている。

6-2. 安全な避難方法の確保

緊急的に命をつなぐ緊急一時退避場所として、公共施設等の整備を行うとともに、緊急一時退避場所の確保及び緊急一時退避場所からの避難経路について検討を進める。

なお、荒川が氾濫する危険が高まり、高台及び緊急一時退避場所へ避難する時間的な猶予がないと判断した場合は、垂直避難を呼びかける。また、堅牢な建物の浸水しない高さの階に居住する区民に対しては、自宅に留まるよう呼びかけていく。

6-3. 地域住民との連携

風水害時の避難所開設・運営は、原則として区職員が行うことになっているが、地震災害時は、地域住民が避難所運営の主体（避難所運営協議会）となっていることを踏まえ、風水害時においても地域から協力が得られる場合には、可能な限り協力をお願いする。

なお、荒川が氾濫するなど、区内広域に被害が及ぶ災害が発生した場合には、各避難所に多数の避難者が押し寄せることも想定されるため、風水害時にも地域と連携した運営体制を整えることができないか併せて検討していく。

板橋区水害避難等対応方針

編集：危機管理部 防災危機管理課

令和8年6月（改訂）